■2024 年度 B 日程 一般入学試験 法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

あん摩マツサージ指圧師, はり師, きゆう師等に関する法律に基づき, あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の開設が厚生労働大臣に承認されなかったことを憲法 22 条1項に違反しないとした最判 2022 (令和4) 年2月7日を素材とした。

〔設問 1〕は、職業の自由に対する積極目的規制について、「積極目的規制」の意味を明らかにした上で、判例法理において積極目的規制について立法裁量を広く認める判断がなされている理由(最高裁は「法的規制措置の必要の有無や法的規制措置の対象・手段・態様などを判断するにあたっては、その対象となる社会経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な法的規制措置が現実の社会経済にどのような影響を及ぼすか、その利害得失を洞察するとともに、広く社会経済政策全体との調和を考慮する等、相互に関連する諸条件についての適正な評価と判断が必要であって、このような評価と判断の機能は、まさに立法府の使命とするところであり、立法府こそがその機能を果たす適格を具えた国家機関であるというべきである」という)を説明するように求めるものである。

〔設問 2〕は、あはき法に基づく視覚障害者の就業保護施策が上記の「積極目的規制」に該当することを明らかにし、職業の自由規制の合憲性判断にかかる判例法理(「立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲として、その効力を否定することができる」)に基づいて、本件規制の合憲性を判定するよう求めるものである。問題文 [4]に示された資料に基づけば、視覚障害者の就業先としてあん摩師等は依然として大きな比率を占めており、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするために視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧鍼灸師養成施設の新たな設置を認めないことには合理性が認められ、判例上の合憲性判定基準を満たすとの判断が可能であろう。

本問の前提的な知識である積極目的規制と消極目的規制の二分論について理解してない答案が目立った。不正確な情報に安易に頼ることなく、判例ベースで正確な知識を身につける必要がある。「中間審査」なる審査基準を使うとする答案もあったが、裁判所としての見解を求めている以上、判例に根拠のない審査基準を持ちだしても解答が成り立たない。